

第1回 長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会
議事録

日 時：令和7年5月30日(金) 10:00～11:15

※オンラインにて開催

出席者：草薙座長、関口委員、村松委員

(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○石井室長 ただいまから第1回長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会を開催いたします。

私は、本検討会の事務局を務めます電力・ガス取引監視等委員会事務局取引制度企画室長の石井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員及び御参加の皆様方におかれましては、御多忙のところ誠にありがとうございます。

この検討会は、電力・ガス取引監視等委員会事務局長主催の検討会となります。本日の会合が初回ですので、開催に先立ちまして新川事務局長から御挨拶申し上げます。

○新川事務局長 電力・ガス取引監視等委員会事務局長の新川でございます。

委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、御多忙の中、本検討会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

当委員会では、委員会のほか、2つの専門会合を通じて制度設計や監視、料金審査に係る御意見を伺っております。このほかに、テーマに応じて、事務局における検討を踏まえ、有識者の方々に御意見を頂く形で、事務局長の私的検討会といった形で会議を開催しております。

2015年9月の電力・ガス取引監視等委員会発足以降これまでの間に、2017年には競争的な電力・ガス市場研究会、2018年には海外におけるインバランス料金等の送配電関連制度に関する研究会、2024年には局地的電力需要増加と送配電ネットワークに関する研究会を開催しております。本検討会もこれら研究会と同様に、私、事務局長の私的検討会としてお願いをしているものでございます。

長期脱炭素電源オークションは、脱炭素電源への新規投資を促進するべく、容量市場の一部として2023年度から開始された制度でございます。そのガイドラインでは、落札事業者は実際の他市場収益の約9割の金額を電力広域的運営推進機関に還付することとしており、電力・ガス取引監視等委員会は適切な還付のため、落札事業者が報告した他市場収益

が適切なものとなっているかを監視する必要があります。

本検討では、適切な他市場収益の還付につながるような監視であるか、落札事業者の実務に照らして実現可能かといった視点から、忌憚のない御意見をお願いできればと考えております。

2回目には取りまとめる予定であり、短期間での取組となりますが、どうか御協力いただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○石井室長　本検討会の委員につきましては、3名の有識者の方々にお願いしております。座長については、兵庫県立大学国際商経学部教授の草薙真一先生にお願いしております。最初に座長の草薙先生から御挨拶を頂き、その後の委員の皆様から一言ずつ御挨拶を頂きたいをお願いします。

座長、どうぞよろしくお願いいたします。

○草薙座長　今回座長を務めることになりました草薙です。

2023年度に開始された長期脱炭素電源オークションは、グローバルにグリーントランスフォーメーションの重要性がさげられる中、我が国において脱炭素電源の新規投資を促す重要な制度であり、その制度の一部の検討を担う本会合に座長として関われることをうれしく思っております。

今回の検討課題である他市場収益の還付については、国民負担の軽減につながるものです。このため、その監視が適正に行われることは極めて重要です。

同時に、新川事務局長の御挨拶では、落札事業者の実務に照らして実現可能かといった視点も重要であるとのコメントがありました。他市場収益の監視の在り方について本検討会で議論されることは、落札事業者の予見性確保にもつながるものと考えています。

私からも委員及びオブザーバーの皆様に忌憚のない御意見をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井室長　草薙座長、どうもありがとうございました。

続きまして、委員のお二方から御挨拶いただければと思います。関口依里委員、よろしくお願いいたします。

○関口委員　ありがとうございます。関口依里と申します。

私は、EY新日本有限責任監査法人に所属しておりまして、会計監査を担当しております。バックグラウンドとしてそういった背景がありますので、会計監査を通じて培った資本市場の信頼性確保という観点から公平な検討が行われるようにということで全うしたい

と思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井室長 よろしく申し上げます。続きまして、村松久美子委員、よろしく申し上げます。

○村松委員 村松久美子と申します。PwC Japan有限責任監査法人に所属しております。

私は、昨年、2024年9月からこちらの監視等委員会の委員を務めております。

今回検討会の対象となります長期脱炭素電源オークションは、電力の安定供給確保のために大変重要な施策と認識しております。

また、今回検討対象の論点である他市場収益の還付については、国民負担の軽減といった形で大変重要な関心を集めるという認識でございます。

一方、事務局長並びに座長からお話がありましており、他市場収益還付の監視は大変重要であるものの、事業から得られる収益は、事業参加者が安定して長期脱炭素電源オークションに入札した上で、きちんと事業を行い、電力供給力を長期にわたって確保するといった行動の裏づけになるものですので、そのバランスをうまく考えながらこちらの検討会で検討できればと考えております。よろしくお願いいたします。

○石井室長 どうもありがとうございます。

本日、オブザーバーとして御参加いただいている方々についてお名前のみ御紹介させていただきます。電力広域的運営推進機関の加藤新様。それから、関西電力株式会社の齊藤公治様。オリックス株式会社の末光太郎様。そして、資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力供給室、中富大輔室長に御参加いただいております。

それでは、以降の検討会の進行につきまして、草薙座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○草薙座長 それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題は、議事次第に記載した2件でございます。

まず、議題（1）検討会の設置についてに関し、事務局から御説明をお願いします。

○石井室長 はい、承知しました。それでは、資料2を御覧いただければと思います。

本検討会の設置についてでございます。1番にありますように、設置趣旨からですが、2023年度に開始した長期脱炭素電源オークションでは、事業者が入札の4年後の1年間の市場価格を予想し、他市場収益を見積もった上で入札に参加する容量市場メインオークションとは異なって、長期間にわたる精度の高い他市場収益の見積りが困難であることから、応札時の他市場収益を全電源種一律0円と設定しています。

(2) です。また、ガイドラインでは、落札事業者に対して、実際の他市場収益の約9割の金額を電力広域的運営推進機関に還付することとしていますけれども、落札事業者が他市場収入を不当に安くすることですとか、可変費を不当に高くすることなどによって、意図的に還付額を低く設定することを回避するために、電取委は実需給年度の翌年度に、他市場収益を監視することとしています。

このため本検討会では、監視実務を想定しつつ、監視の具体的な内容を明確にすることを目的に、外部有識者による御意見を頂きながら検討を行う。検討結果については、電取委の制度設計・監視専門会合にて報告、審議等を行い、必要に応じて電取委の決議を経て、長期オークションガイドラインの改定等に係る経済産業大臣に対する建議を行うというものでございます。

実施方法等については、2番に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○草薙座長 ありがとうございました。それでは、ただいま事務局より説明のあった内容を踏まえ、本検討会の設置趣旨や実施方法等について御質問、御発言を頂きたいと思えます。まずは委員の方から御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。チャット欄に御発言を御希望される旨を御記入願います。いかがでございましょうか。この際オブザーバーの方も何かございましたらお願いいたします。

村松委員、お願いいたします。

○村松委員 こちらに書かれております1の(3)にありますけれども、長期オークションガイドラインの改定等に係る建議を行うとありますので、ガイドラインを踏まえた形での議論はありつつも、実務面で何らかの詳細化ですとか一部見直し等があれば、ガイドラインの改定も視野に入れているということで受け止めてよろしいでしょうか。

○石井室長 事務局からよろしいですか。

○草薙座長 お願いいたします。

○石井室長 おっしゃるとおりでございまして、この後資料3で具体的にどういった観点で今回御確認いただきたいかというところのお話をさせていただきますが、例えば現行のガイドラインではまだ解釈を明確化せねばならないところすとか、仮に不足があればそういったところについては当然必要になりますので、ガイドラインの改定を行う必要が生じて、そのための経産大臣に対する建議を行っていくということでございます。そのためのプロセスを今御指摘いただいた資料2の1の(3)に記載しているというものでござ

います。

○草薙座長 村松委員、よろしゅうございますでしょうか。

○村松委員 御説明ありがとうございました。大丈夫です。

○草薙座長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、議題（１）検討会の設置については認められたことといたします。

それでは、次の議題に進みたいと思います。続いて、議題（２）長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視についてに関し、事務局から御説明をお願いいたします。

○石井室長 承知しました。それでは、資料３を御覧いただければと思います。

ページをめくりまして３ページ目、検討会の目的でございます。ここにあります１つ目のポツは、先ほどの資料と同じ内容ですので割愛いたします。その下のポツから御覧いただければと思います。

この検討会では、他市場収益の監視に必要な考え方について検討・整理するものでございます。特に、先ほど村松委員からも御指摘ありましたガイドライン、それから過去の審議会資料において整理されていない事項、もしくは整理されているけれども、考え方をより明確にする必要がある事項について、事務局から対応方針案をお示しさせていただいて、それについて本日御議論いただきたいと考えています。

ガイドラインでは、他市場収益を他市場収入と可変費の差分として定義しております。このため、今申し上げた事項に該当するものについて、他市場収入と可変費それぞれに分けて整理いたします。

また、ガイドラインに基づいて、監視等委は他市場収益の監視結果を広域機関へ報告して、広域機関はその結果に基づいて落札事業者に対して還付額を請求することとなります。この一連のプロセスに関連する未整理の事項についても併せて御議論いただきたいと考えています。

続きまして、４ページ目です。

次、５ページ目でございます。こちら早速御議論いただきたい事項についての御説明になります。

まず、他市場収益の監視でございますけれども、他市場収入としては、市場で販売することによって得られる収入のみならず、相対契約に基づく収入についても考慮する必要があります。相対契約については、ガイドラインに基づきまして、落札事業者による当該契

約締結時に、その契約内容が無差別規律か市場価格規律のいずれかを満たす必要がありますけれども、監視等委に既に事業者の方々からいろいろと質問等寄せられております。その内容を踏まえまして、次ページ以降の点について整理・明確化していきたいと考えています。

6 ページ目でございます。こちらは論点の1つ目でございます。市場価格規律の監視における例外への対応でございますけれども、ガイドラインでは市場価格規律について、相対契約で締結する価格が市場価格の水準に比して不当に低くない水準以上であることを基本として設定したものであることを求めています。例外的に、この水準以下の価格を認める必要があるか検討する必要がある場合がございます。括弧書きでありますけれども、例えば長期契約の場合は、ボリュームディスカウント等の観点から、市場価格よりも低廉な価格で販売することを考える事業者も存在しています。

この点について、長期脱炭素電源オークションの原資である容量拠出金は、全小売電気事業者によって負担されています。他方で、当該相対契約を締結した小売電気事業者のみが市場価格よりも低廉な価格で調達可能としますと、著しく公平性を欠きます。したがって、例えば市場参加に係る手数料相当、0.001円/kWh程度、の金額を市場価格の平均価格から割り引いて相対契約の価格を算定するといったケースなど、合理性が認められる限定的な範囲で認めることとしてはどうかとしております。

続きまして、7 ページ目でございます。無差別規律の監視方針でございます。社内・グループ内に小売部門が存在する落札事業者が、当該小売部門を含めて販売する場合は、23 年 9 月に開催しました制度設計専門会合で整理されていますとおり、当該契約内容について内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価方針を基に判断することになります。

他方で 8 ページ目でございます。社内・グループ内に小売部門が存在しない落札事業者、または社内・グループ内に小売部門が存在するけれども、社外・グループ外の小売のみに販売する落札事業者について、過去の審議会での議論を踏まえまして、社外・グループ外同士の取引条件の無差別性の評価の考え方について整理する必要があります。

ガイドラインでは、発電事業者における利潤最大化が他市場収益の適切な還付につながるとしています。こうした考え方を踏まえまして、社外・グループ外同士の無差別性の評価に当たっては、社内・グループ内に小売部門が存在するがゆえに設定されております確認項目について除外するといった考え方で、内外無差別の評価方針にある確認項目を抽出・修正し、準用することが適当ではないかと考えております。

なお、社外・グループ外同士の無差別性の評価に準用するこの評価方針については、各電源の相対契約締結時点で、ある意味当然ではありますが、最新の評価方針を用いることとしてはどうかというものでございます。

続きまして、9ページ目でございます。可変費についてでございます。

10ページ目お願いします。こちらは、可変費として認めるべき費目例でございます。可変費は、一般的には発電量に応じて可変的に発生する費用でありますけれども、2023年6月に取りまとめられました制度検討作業部会第十一次中間取りまとめでは、kWhと非化石価値の収入に関する事業税については、kWhや非化石価値の販売によって発生する費用であることから、他市場収益の還付の際の実際の可変費として計上する合理性があるものと考えられるとしております。

2つ目のポツですけれども、今回2023年度オークションの全落札事業者を中心に、我々事務局で可変費の具体的な費目等に関する調査を実施しておりまして、今申し上げた点を踏まえて、可変費として認めるべき費目例はどのようなものを下の表のとおりまとめてございます。

ここに表がありますがけれども、27ページのappendixも御覧いただければと思います。先ほど申し上げたとおり、事務局で落札された事業者の方々に対する調査をやっておりまして、調査の概要とその他の費目についても28ページ目以降に出てきます。

まず27ページですけれども、オークション参加事業者の実務を理解するために、2023年度オークションの全落札電源を中心に、実際の他市場収益、それから相対契約に係る調査を実施しております。

まず、相対契約に関する質問については、回答としては約6割の事業者が相対取引での販売を実施する想定であって、残る約4割の事業者が市場での取引を想定している、または未定という回答がございました。このうち、相対取引で実施すると回答された約6割については、無差別規律を適用することを想定していると回答された事業者が約4割、市場価格規律を適用することを想定していると回答された事業者は約2割となっていて、未定と回答した事業者は約4割でございました。

実際の他市場収益に関する質問については、事業者が他市場収入として想定されている費目のうち、審議会資料ですとか監視等委のホームページで公表されていない費目自体は回答がありませんでした。

他方で、事業者が可変費として想定していると回答した費目については、公表されてい

ない費目についても回答がございまして、それが28ページ目以降にございます。28ページ目から29ページ目にかけて、今回事業者から回答があった費用に関する費目ですけれども、それについて先ほど申し上げました判断基準に基づいて、それぞれ可変費に該当するかもしれないのかというのをお示ししたのが28ページ目から29ページ目でございます。

その上で先ほどのページに戻らせていただきます。10ページ目終わりまして11ページ目でございます。論点の3番目でございます。可変費の金額の監視方針でございます。可変費の監視に当たりましては、効率的かつ効果的に実施していくという観点から、以下のとおり対応してはどうかとしています。2つあります。

まず1つ目ですけれども、燃料費に加えて、可変費に占める割合が大きい順に合計して約9割に達するまでの費目について、複数の指標価格や法定価格などを参照して、明らかに高額であるなど、特異な金額となっていないかを確認してはどうか。

②ですけれども、約9割に該当しない、つまり約1割のほうに入るものですが、そちらの費目については、他の落札事業者の案件における同じ可変費の費目に比して明らかに高額である等、特異な金額となっていないかを確認してはどうかとしております。

下に可変費の構成イメージをつけております。これは当然、電源種別に可変費の構成費目は変わってまいります。このように赤い線で書かれているところが約9割のところですが、9割に達するまでの費目については、①でお示したような方法でという形で監視してはどうかと考えております。

続きまして、12ページ目以降でございます。13ページ目です。論点の4つ目でございます。監視結果の通知に係るフローでございます。ガイドラインでは、他市場収益の監視結果の通知に係るフローについて、監視等委は監視後に広域機関に報告し、広域機関はこの報告内容を基に、還付金の支払いを行うという記載のみでして、詳細は明記されていないというところでございます。

しかし、他市場収益の監視結果は還付額に直結しますので、特に落札事業者からの異議申立てのプロセスを設けることにしてはどうかと考えております。

①にありますように、落札事業者から見たプロセスの透明性の確保の観点から、監視後、広域機関に報告する前のタイミングで、監視等委から落札事業者には監視結果を通知する。

さらに、他市場収益の監視結果についての異議申立てプロセスを設定して、落札事業者には監視結果を通知後、異議申立てプロセスを経て、監視結果を確定することとしてはどうかというものです。

下に赤枠で囲っておりますけれども、当然異議申立てがなければこの下の実線の矢印をたどるということになります。このようなプロセスを経てはどうかというものでございます。

続きまして、14ページ目でございます。論点⑤でございます。こちらは、相対契約に係る規律の監視に係るフローでございます。

ガイドラインでは、実際その他市場収入を相対契約によって得ようとする場合は、相対契約自体が規律を満たしているか、契約締結時、つまり相対契約に基づく供給開始前で監視等委の監視を受ける必要があるという記載がなされておりますが、詳細は記されていない状況です。

しかし、落札事業者から見たプロセスの透明性の確保の観点から、落札事業者が契約書等の証憑類を監視等委に提出した後に、監視等委はその内容が規律を満たしているかについて監視し、当該事業者に対してその結果を通知することとしたいと考えています。

さらに、相対契約に係る規律の監視結果は還付額に直結しますので、相対契約に係る規律の監視結果についても異議申立てプロセスを設定しまして、監視等委から落札事業者に監視結果を通知後、異議申立てプロセスを経て、監視結果を確定することにしてはどうかと考えております。

続きまして、15ページ目でございます。加えて、ガイドラインでは、先ほどのページでお示ししました証憑類の提出に関する具体的な指示が今ございませんので、監視の対象となる事業者に対して、以下のとおり指示することとしてはどうかと考えています。

落札事業者は、相対契約を締結した場合、速やかに契約書等の証憑類を監視等委に対して提出する。この旨は、広域機関が公表する容量確保契約約款や募集要綱等にも今後記載していく予定としています。

仮に、相対契約を締結したにもかかわらず、証憑類を監視等委に提出されない場合、ガイドラインに照らしまして、実際その他市場収益の計算に当たっては、スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額を基に行う。また、合理的理由なく提出を行わない場合は、容量確保契約の解除につながる可能性もあるとしております。

以上でございます。

○草薙座長 それでは、ただいま事務局から説明のあった内容を踏まえ、検討事項についてまずは委員の方から御質問、御発言を頂きたいと思っております。御発言のある方は、チャ

ット欄に御発言を希望される旨を御記入願います。いかがでしょうか。

村松委員、お願いします。

○村松委員 村松です。御説明ありがとうございました。まだまだ詰めていかなければならない中で、いろいろ論点を整理いただきまして大変助かります。ありがとうございます。

今回の検討に当たって、最初に考え方として私の理解が正しいかどうか質問させていただければと思います。考え方として、恣意的な還付回避を防止するというのが根底にあると思うのですけれども、恣意的な還付回避といったときに、市場参加者が通常行っておりますほかの取引と同水準であるかがまず1つあると思います。

もう1つ、今回の落札電源が公的な電源であるという性格を踏まえて、他の取引と同等である以上に、より厳しい規律を設けるべきだという論調を何となく感じました。そこはどの程度まで厳しく設けるべきなのかは、この後の議論になってくるのかなと思っております。

それともう1つ、市場参加者の間で不公平な扱いがなされないようにすることが考慮すべき点だと思います。相対で他市場収入を得るのか、それとも市場販売で他市場収入を得るのか、ヘッジ取引を行うのかしないのか、この辺りで結果としてある側面だけは拾い上げるけれども、一部のものは拾い上げられないということがあると不公平な扱いにつながる可能性がありますので、そこは今後検討していく中でよく議論すべき点ではないかと考えております。

そうしたときに、まず幾つか論点がありますので、最初、他市場収入にフォーカスして質問させていただければと思います。資料の6ページの下に小さい字で※2がございます。他市場収入を相対契約で得る場合、相対契約価格が妥当な水準であるかということに関しては、※2を見ますと大きく2つのステップが求められていると理解をしたのですが、それが正しいかどうかということです。

まず、相対契約の価格に合理性があるかどうかということを事業者から監視する立場に説明を行う。そこで合理性が認められれば、それ以上は行かないのだけれども、その先説明内容の合理性が認められないのであれば、市場価格規律または無差別規律によって計算がなされるかどうかといったことを判定していくということかと理解しました。

ですので、市場価格規律はいろいろ議論があるところだと思うのですが、その手前のところで事業者としてはどういう点に留意しながら合理性を説明すべきなのかという点は、

事業者の方々が準備されるのではないかと考えました。

長くなってしまうので一旦ここで切らせていただければと思います。※2の考え方、私の理解で正しいかどうか、この辺りの補足を事務局から頂ければと思います。

○草薙座長 ありがとうございます。頂きました御指摘につきまして、事務局からコメントあるいは回答がございましたらお願いします。

○石井室長 村松委員、どうもありがとうございます。※2が少し分かりにくい表現だったのかもしれないのですが、事業者は市場価格規律か無差別規律かのどちらかで収入を見ていくということになるのです。市場価格規律もしくは無差別規律についての最初の事業者と小売事業者の間の契約の中の規律の合理性、正しさについては、今日御説明した資料の中の14ページ目にありますけれども、相対契約を結ばれる際にどちらの規律を使うのかということで、規律の適用についての合理性、確からしさについては、相対契約締結時に監視等委の監視を一旦ここで受けていただく必要があります。

当然、事業者によっては前もって事前の御相談に来られますので、御相談を通じてある程度の予見性は確保されます。監視を受けた上で、その中でこれは適用される規律が違いますね、合理性は認められませんねとなれば、15ページ目の②に書いておりますけれども、もし規律が正しくない場合は、ここでは資料を提出しない場合のことになっているので、引用元としてはふさわしくないのですが、もし適用される規律が正しくなった場合には、スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額で、最後は他市場収益を確定していくことになるという流れでございます。

○草薙座長 村松委員、ただいまのところまではよろしいでしょうか。

○村松委員 ありがとうございます。合理性の判断がどちらの規律を適用するのかという点に係っているということ、理解いたしました。

○草薙座長 事務局からさらにコメントがございましたら。

○石井室長 先ほど15ページ目のかぎ括弧のところだけを引用して御紹介しましたが、より正確には25ページ目にappendixがございます。25ページ目の2024年8月14日のエネ庁のオークションガイドラインが書かれていますけれども、1つ目の黒ポツの上から4行目ですが、こうした規律が満たされていない場合には、ということで、先ほど御紹介したかぎ括弧のところ、スポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格と高度化法義務達成市場の単純平均価格の合計額を基に行うとしています。補足です。

○草薙座長 ありがとうございました。それでは、そのほか御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○村松委員 申し訳ありません。一旦切った続きをお話しさせていただいてもよろしいですか。

○草薙座長 村松委員、申し訳ございません。続けてください。

○村松委員 今までの御説明ありがとうございました。市場価格規律のところがそのまま25ページを投影いただけると助かります。市場価格の水準に比して不当に低くない水準とはという点で、過去の市場価格の平均価格、または実際に当該契約期間に含まれる各年度の市場価格の平均価格ということをお示しいただいております。ここにピンポイントに合わせに行くのは少し難しいところではというのが、市場価格規律に対して考えた点の1つです。

 相対契約での価格設定には、事業者のいろいろな考え方があると思うのですが、必ずしも市場価格実績に基づいてというよりは、将来における市場価格の予測値であったり、燃料調達を長期確保することによって、平時コストを低減するための動きであったり、相手先の信用リスクであったり、固定価格で締結することによって、市場で販売する場合であれば発生するボラティリティを固定化する目的の下で、一定価格での相対契約を締結され则认为しております。

 結果として、実績市場価格に近いところに収れんしていくであろうことは、もちろん考え得るのですが、電力という財は在庫を持つことができませんので、ほかのコモディティと比べるとそのような価格収れんはなかなか難しいのではないかと。実績の市場価格を中心に、上下に変動しているようなイメージのほうが近いのではないかと考えております。

 そのときにかなりピンポイントで市場価格の水準に比して市場価格の定義を設けられているというのは、事業者にとってはなかなか難しいところではないかと考えております。レンジで示すといったほうが実務的には近いのではないかと考えたところです。

 前にまた戻っていただけますでしょうか。この2ぽつ目のところ、割り引く金額として手数料相当額というのをかなり限定的な範囲でお示しいただいております。その前の段階での話かもしれませんが、例えば市場価格と相対価格との差分というのが果たして本当に手数料相当が妥当なのかといった観点で申し上げます。例えば可変費の中でヘッジ損益を可変費に含めることを認めておりますが、相対契約の場合には市場での販売によるボラのヘッジが必要ないためにヘッジコストがかからない。

その分、販売価格を引き下げるといった形でビジネスを成り立たせているというところはあると思うのですが、市場販売取引ではヘッジ損益は可変費で認める一方、相対契約でヘッジコストがかからない分だけ販売価格を引き下げるといふものは認めないということになると、取引事業者間で不公平の扱いになるという観点もあるのではないかと考えました。相対価格がどのように算定されるのかということ、事業者の方からの御説明を基に検討すべきではないかと考えた次第です。

○草薙座長 ありがとうございます。それでは、事務局からコメントを頂きたいと思います。ここで区切りましょう。事務局、よろしくお願いします。

○石井室長 どうもありがとうございます。御質問の趣旨を捉え切れているかどうか分からなくて申し訳ないのですが、先ほど投影させていただいた25ページ目は、オークション制度を確定するときに既にエネ庁の審議会でフィックスしたものでございまして、市場価格規律についてはこういうものですということで、市場価格の水準に比して不当に低くない水準ということで、この2つのいずれかで既に決められているものがまず前提としてございます。

その上で相対契約に係る規律については、自社または自社グループなどの特定の小売に意図的に安い価格で販売して、還付の回避を防止するために設定されているものでございます。

市場価格規律については、今見ていただいたとおりですけれども、相対契約の価格も市場価格に影響を受けて、おっしゃっていただきましたが、最終的には市場価格に収れんするのではないかと踏まえて、市場価格の水準に比して不当に低くない水準以上であれば、第三者へ販売するのと同等の価格で販売していることが推定されるという趣旨で、無差別規律とは別に設定した規律になります。それが市場価格規律です。ですので、例えば特定の個社に対してボリュームディスカウントで割引くといったものは、市場価格規律については相入れない。

他方で、今御指摘いただいたように、いろいろな売り方が事業者によって想定されるというのはそのとおりでございますので、例えば信用リスクなども勘案して、長期契約でボリュームディスカウントしたいといった事業者もいらっしゃるかと思います。そういった場合は、市場価格規律ではなくて無差別規律の中で今ある無差別の評価方針に基づきながら採用していく。それで対応していくことが妥当ではないかと考えています。

○草薙座長 村松委員、いかがでしょうか。

○村松委員 ありがとうございます。無差別規律のほうが会社にとって、合理的な価格水準であることが説明しやすい。かつそれが監視の立場から見て合理的なものであると判断されるものであれば、無差別規律のもとで適切な説明を受けて、監視をしていくという視点、承知いたしました。ありがとうございます。

無差別規律の考え方について1点申し上げたいことがございます。これまで内外無差別の評価方針を設けてきました。これを参照し同様のものを用いていくとお示しいただいております。この方向性については私も賛同いたします。

ただ、内外無差別への対応というのは、旧一電におかれましては既に構築され、運用を行い、監視等委の指摘を受けて見直しというプロセスを回しておりますので、今回長期脱炭素電源オークションに当たって無差別規律に従ってというのは比較的スムーズに導入できるものと考えられます。

一方、新電力におかれましては、全く新規の対応となりますし、それほど多くの取引先に対して販売をしているという実績がないケースですと、取引先件数が多くない中まさに相対契約のみの場合に、内外無差別の評価方針に照らして一つ一つプロセスを構築していくというのは、かなりハードルが高いのではないかとこの点が懸念されます。

事業者の実行可能性ということも冒頭、新川事務局長からもお話ございましたので、その辺りをどのように事業者にきちんと整備していただくかといった視点について、事務局からも見解をお伺いできればと思います。

○草薙座長 ありがとうございます。事務局からの回答をお願いいたします。

○石井室長 ありがとうございます。先ほど御説明させていただいたスライドの中で、8ページ目でございます。無差別規律の評価の方針については、上から2つ目にありますけれども、社内・グループ内に小売部門が存在するがゆえに設定しております内外無差別の評価基準については、抽出・修正し、準用していくということではないかと思っております、具体的にはappendixにつけておりますが、現時点での内外無差別基準の準用方針案ということで、38ページ目から39ページにございます。

ここに社外・グループ外同士の無差別性の評価についてはどのようにしていくのかということに記載しておりまして、準用方針案に修正ないしは削除としています。ここにありますが、例えば今まで内外無差別のコミットメントの対象外、すなわち旧一電プラスJERAさん以外になりますけれども、そういった方々が外外の無差別を実施していく場合には、ここで書かせていただいている確認項目の1番から32番までありますけれども、こ

の中から修正と書かれているものを事務局で提示して、それに基づいて判断していくということになるかと思っています。

したがって、全ての項目が内外無差別の評価基準を取りまとめているものがございすけれども、全ての項目が適用されるわけではないというところでございます。

○草薙座長 村松委員、よろしゅうございますでしょうか。

○村松委員 ありがとうございます。修正と書かれているものは準用とありますので、もともとの方針に対して一部当オークション用に手を加える部分があるという意味での修正になるのでしょうか。

○石井室長 そういうことです。これは、あくまで内外無差別用につくっているものなので、外外の無差別に当たっては、確認項目の中の具体的な評価の考え方をそれに合わせてアレンジしていく必要があるというものでございます。

それから1点、念のための補足でございますが、これはあくまで外外の無差別を評価するものですので、旧一電等以外の方であったとしても、社内の小売とかグループ内小売に売る場合には、当然内外無差別の基準が適用されますので、その点だけは補足させていただきます。

○草薙座長 村松委員、いかがでしょうか。まだ続きの御質問ございますでしょうか。

○村松委員 大丈夫です。他市場収入に関しましては以上となります。

○草薙座長 そうしましたら、さらに御質問、御意見等ございましたら承ります。いかがでございましょうか。オブザーバーの方もチャット欄に御発言……関口委員、よろしくお願いいたします。

○関口委員 ありがとうございます。事務局の方にはこのように論点整理していただきまして、ありがとうございます。

私からは2点ほどございます。まず1点目は収入のところでございます。そもそも落札事業者が他市場収益を意図的に低く見せて、還付は免れたいという誘因があるという前提の下で、このような監視の在り方が検討されていると理解されます。収入のところにつきましても、何が合理的な価格なのかというところで相対価格による価格について無差別規律であったり、市場価格規律で比較検討していくということで理解しております。

比較検討する際に、1つの目安として、一つの値ではなく、レンジで何%以内に入るのであれば、これは異常ではないと判断するような幅を持たせてもよいのではないかと思います。

また、無差別規律でございますけれども、内外の価格というところで、どれをサンプリングするのかというところの方針があってもよいかと思いました。都合のよいものだけを比較対象にして持ってくるのではないように、サンプリング対象の取り方についてガイダンスを示すのも一方かと思われます。例えば上下10%を外した中間地帯の8割のところではサンプリングをとる、もしくは何件以上とかサンプル件数について何らかの目安があったほうがいいのかと感じております。

もう一点が、いろいろな前提を立てて、今回の監視の在り方、収入や経費のあり方も検討しているところだと思いますけれども、長期に監視が及ぶところになると理解しておりますので、随時立てた前提に不具合が生じていないかという見直しを行いながら、監視の在り方、やり方もしくは頻度について実態の事実認識と照らし合わせて、より合理的で、双方の事務負担が減るような形に修正されていかれることを提案します。

以上になります。

○草薙座長 ありがとうございます。それでは、事務局からコメントあるいは回答がございましたらお願いいたします。

○石井室長 関口委員、どうもありがとうございます。2点御質問、御指摘を頂いたと理解しています。

2点目ですけれども、例えば監視の頻度ですとか事業者から提出いただく資料について、毎回提出してもらおうといったことなのかという御指摘だったと理解しましたが、この点については実際の我々監視の中、運用の中で考えていきたいと考えています。

例えば最初からこういった形で毎回資料を出す必要はありませんというのも、当然監視していくわけですから、我々言うわけにもいかないですし、実際の監視を回しながら運用の中で見ていきたいと考えております。

それから1点目の御質問については、途中で音声が聞きにくかったところがあって大変申し訳なかったのですが、こういった価格指標と照らし合わせるのかというサンプリングの対象が何かとか、他の事業者との同一費目の中での価格差が何%以内だったらオーケーなのかというところをあらかじめ示してはどうかという御趣旨だったのでしょうか。

○関口委員 御認識のとおりでございます。

○石井室長 そういった意味でいうと、11ページ目のところでございますが、ここにありますようにまず可変費の中で占める割合が大きい順に約9割に達するまで、その費目については複数の指標価格や法定価格などを照らして見ていくということにしています。

その具体的な内容が24ページ目でございますが、appendixでございますが、実際の他市場収益の監視ということでガイドラインを一部抜粋させていただいております。ここにありますように、例えば上から2つ目の黒ポツの中の1つ目のポツですけれども、燃料費については過去の当該案件の燃料費、それからCIF価格、燃料市況価格といったものを用いて検証していきますよということでございます。

あとは実際に同じ費目で出されている他の落札事業者の価格を見ながら見ていくわけですが、まだ本件については一度も監視が実際なされておきませんので、監視を進めていく中でどの程度のレンジに入っていればというのは今後あるかもしれません。その点についてはどこまでオープンにするかという別はありますけれども、まず運用の中でちゃんと整理し、考えていくということだと思っています。

○関口委員 ありがとうございます。収入のほうを意味したつもりで申しておりました。例えば25ページ目、無差別規律の比較対象となる価格として何を持ってくるかということに関して、目安となるレンジを設けて、レンジの中に入っていれば異常ではないという形で判断してもいいのではないかと考えたところでございます。

○草薙座長 事務局から回答をお願いします。

○石井室長 25ページはまさに御指摘のとおりでして、収入に係る話でございますが、収入の多寡というよりは、契約の仕方が無差別規律を満たしているのか、市場価格規律を満たしているのかということで、契約の内容が規律を満たしているかどうかの確認を行うだけです。

実際に収入の確からしさについては、多寡を見るというよりは、証憑をしっかりと出していただいて、その中で見ていくということになります。

○草薙座長 関口委員、いかがでございましょうか。

○関口委員 分かりました。証憑チェックの中でそれが妥当な価格かどうかというところを検討されていると理解いたしました。価格そのものが妥当かどうかの判断は、過去の取引事例からなされるのでしょうか。

○草薙座長 事務局から補足の御説明がございましたらお願いいたします。

○石井室長 無差別規律のところはまさに御指摘いただいたとおりで、おっしゃっていただきましたが、32項目の中から外外無差別であれば32項目から減りますけれども、確認項目で書かれている内容をちゃんと満たした契約内容になっているかというところを見ていくことになります。

市場価格規律を採用した場合には、25ページ目でございますけれども、市場価格の過去の平均ですとか、実際に契約期間に含まれる各年度の市場価格の平均価格になっているかというのを証憑を見ながら確認していくというものでございます。

○草薙座長 関口委員、いかがでございましょうか。

○関口委員 無差別のほうは、そうすると決め方のプロセスのところに重きを置いて適切性を判断するという認識でよろしいでしょうか。

○草薙座長 新川事務局長、よろしくお願いします。

○新川事務局長 関口委員、ありがとうございます。39ページの内外無差別の評価基準でございますが、項目のL、番号でいいますと30番というのがございまして、結果として、自社小売の契約価格が社外小売の契約価格に比して不当に安くなっていないかという意味での判断はございますので、手続だけ見て結果を全く見ないということではなくて、それによって託送料金なども全部足した最後の仕上がり価格がどうなっているのかということについては、内外無差別の評価基準で見ることになっているということでございます。

○関口委員 理解いたしました。

○草薙座長 ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。齊藤オブザーバー、よろしくお願いします。

○齊藤オブザーバー ありがとうございます。関西電力の齊藤でございます。私からは、他市場収益の算定、提出につきまして1点コメントさせていただきたいと思います。

制度趣旨に沿った監視としていただくことに加えまして、我々事業者といたしましては実務的に対応可能な算出方法であったり、提出可能な証憑等での監視となるように、ぜひ検討を進めていただきたいと考えてございますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○草薙座長 ありがとうございます。そのほかオブザーバーの方も含めて御意見等ございますか。末光オブザーバー、よろしくお願ひいたします。

○末光オブザーバー よろしくお願ひいたします。オリックスの末光と申します。幾つか御質問させていただければと思ひてございます。

まず、論点①でございますけれども、市場価格規律の解釈の部分は、事業者としましてはやはり先ほどからコメントがありましたように予見性の確保が重要なと思ひております。その観点での御質問と御理解いただければと思ひます。

1つは、あくまで市場に対して不当に安くないかどうかということで規律が設けられていると理解しているのですけれども、市場の中に恐らくJEPXが中心的に想定されていらっしゃるかなと思っているのです。今回オークションの中で弊社でも落札いただいているものもございますけれども、蓄電池というリソースも入ってきてございます。

蓄電池の使い方としまして、やはり需給調整市場の活用も実際に行われているのかなと理解している中で、需給調整市場は市場価格に含まれ得るのかどうか、また含まれる場合に需給調整市場特有の問題としまして、シングルプライスではなくてマルチプライスになっているところがあるのかなと思ってございまして、この点どのように扱うのかというところはガイダンスを頂けるとよろしいかなと感じているところでございます。

また、先ほど御質問の回答の中であったかと思えますけれども、既にこういったガイドラインに関しては決まっていることではございますので、ここでの中心的な論点ではないと理解しております。蓄電池などは新しいリソースに関していきますと、恐らくこの10年といった中で市場の状況も大きく変わってきているところがあるのかなと理解している中で、相対契約期間を遡って算出することができると記載がありますけれども、これ自体が実態と乖離してしまうのかなという声は少し聞こえてきているところかなと感じておりますので、発言させていただければと思います。こちらが1点目でございます。

全てコメントさせていただきますと、次が論点③でございます。こちらは、可変費の金額の監視方針というところで整理いただいたのかなと理解しております。この中でまた蓄電池の話になってしまいますけれども、一番左側に蓄電池の整理のイメージの中で、購入電力料に加えてアグリケーションフィーができて、それを足し合わせると9割を超えてくるのかなという調査結果になっているのかなとこちらから見えております。

購入電力料に関しては、指標価格がございますので問題ないのかなと思っている一方で、アグリケーションフィーというところに関しまして、昨今、比較的新しいものかなと思っている中、どのような指標価格ですか法定価格を参照いただくことになるのかということは、事業者としては予見性の観点からどこかのタイミングでガイダンスを頂ければありがたいと感じてございます。

最後になりますけれども、同じような話ではあるのですが、論点④、⑤、フローに関しまして恐らくいずれかのタイミングではガイダンスいただけると理解しております。フローに関するところでございますので、こういった具体的なスケジュール感、何日以内といった期日が恐らく決まってくるかなと思っておりますので、その辺りもガイダンスいた

だけますと事業者としては予見性が高まるということでありがたいと感じております。

一旦以上でございます。ありがとうございます。

○草薙座長 ありがとうございます。それでは、齊藤オブザーバーと末光オブザーバーからの御発言に対して、事務局からリプライをお願いいたします。

○石井室長 まず、齊藤オブザーバーから頂いた御意見、どうもありがとうございます。実際に実務の観点を考えますと、確かに1つのユニットで出てきた電気を相対契約で売るという場合のみならず、今回の長期脱炭素電源オークションの対象となっているものと対象となっていないものを組み合わせて販売をするということも十分あり得ると思っております、例えばそうした事例も含めてどのように対応していくのかという整理が必要だと理解しています。

既に幾つか長期脱炭素電源オークションについてのQ Aという形で、経済産業省のホームページでお答えしているものもあります。例えば1つの合成単価を使って複数のユニットの一部が長期脱炭素電源オークションの対象になっているというケースですけれども、そうした合成単価を使って1つの価格で幾つかのユニットに係る電源を売っているという場合については、合成単価を使いながら落札された電源の販売電力量を乗じて他市場収入として計算しますよという整理をしています。

そういう整理でもまだ捉え切れていないようなものも多分あるかと思しますので、そうしたところについては取りまとめの中でしっかり拾えていけるようにしたいと思います。ただ、あまりに全てをがちがちに固めてしまいますと、実際の運用の中で困ってしまうこともあるかと思しますので、ある程度の柔軟性を持たせる必要はあると思っておりますけれども、実務への影響を考えながらお示しをしていきたいと考えています。

それから、末光オブザーバーから幾つか御意見、御指摘を頂きました。まず最後に頂いた御指摘ですが、実際にどのようにフローを進めていくかというところ、例えば還付のタイミングはそうだけれども、証憑の提出の話ですとか異議申立てを受けてからの回答といったところについては、その辺りの話は本検討会で取りまとめができた後に、実際の実務というものを広域機関とも連携して定めていくことになりますので、その上でなるべく早いタイミングでフローがどのように進んでいくのかというのはお示しできればと考えております。

それから、順不同になってしまって申し訳ないのですがけれども、アグリケーションフィーについてはどの価格を参照するのかというお話だったと思います。11ページ目を御覧い

ただければと思いますけれども、確かにアプリケーションフィーについては9割の中に入っている電源もございます。

ただ、それについては、複数の指標価格や法定価格等はどれを使うのかということなのですけれども、長期脱炭素電源オークションのガイドラインの中では、法定価格等と今書いておりますが、他の落札事業者の同じような費目について、著しく高くなっていないかどうか、特異な金額になっていないかといったところも判断の材料にすることが可能であるとしておりますので、そうしたものを見ながら判断していくということだと理解しています。

それから、一番最初に御指摘いただいた需給調整市場の話ですが、ここについて御指摘の趣旨が需給調整市場ガイドラインの中で、今回の長期脱炭素電源オークションの落札電源をどのように扱うのかといった御指摘なのかクラリファイさせていただければと思うのですけれども、御指摘の趣旨をもう一度教えていただければと思います。

それから、市場価格規律の話について御指摘がありました。市場価格規律を採用する場合は、過去の市場価格の平均価格と契約期間中の市場価格の平均価格のどちらかを参照するというようにしております。これは、どちらを取るかというのは各社の戦略であり、ある程度リスクを伴うものだと考えておりますので、御指摘もありましたけれども、この検討会のスコープの外ではあるのですが、いずれか一方を指定すべきだということで、こちらからお願いするような性質のものではないと考えています。

ただ、先ほど末光さんに御指摘いただいた意見ですけれども、不当に還付額を低くするといったことを防ぐ必要があるのではないかという問題意識に基づいて頂いている御意見でもあると思っておりますので、その点感謝申し上げたいと思います。

○草薙座長 末光オブザーバーがもう少しクラリファイしていただけると事務局もお答えしやすいようなのですが、末光オブザーバー、いかがでございますか。需給調整市場のところ。

○末光オブザーバー 質問が不明瞭で申し訳ございませんでした。1点目の御質問の趣旨でございますけれども、今回のオークションガイドラインの中で規律が2つございます。その規律の1つが市場価格規律となっていると思っているのですけれども、市場価格規律の中で参照すべき市場に関して、恐らく通常の蓄電池等ではない電源であれば、JEPXとかいわゆる電力のkWhの市場単価を参照しながら、それに対して不当に安くないかどうかという監視を出されるのかなと理解しております。

一方で蓄電池に関しましては、主要な使い方の1つが需給調整機能でもあるのかなと理解している中で、需給調整市場を参照する市場としてみなすことが可能なかどうか、すなわち需給調整市場での運用を想定して、需給調整市場から得られる市場収入に対して高いのか安いのかという比較の仕方は、今回のガイドラインの適用の中で解釈としてあり得るのかどうかということがまず1点目の質問となります。

その上でもし先ほどの質問の答えとして需給調整市場も市場価格規律の参照先として含まれるということであれば、JEPXと異なりまして、需給調整市場に関しましてはマルチプライスということで、価格が複数存在している状態になっていますので、どのような形で過去をトラックするにしても、市場価格をどのようにみなすのかということは、論点として少し残るのかなと思っております、その点を事業者としては確認させていただければと感じた次第でございます。

以上です。

○草薙座長 ありがとうございます。それでは、クラリファイしていただきましたことを受けて、事務局、リプライをお願いいたします。

○石井室長 ありがとうございます。長期脱炭素電源オークションガイドラインでは、添付資料を今回つけておりませんが、その中で市場価格規律については、相対契約の供給期間と同じ長さの過去の市場価格とした上で注釈が振ってありまして、そこにスポット市場は小売全面自由化が開始した2016年以降に限定すると。高度化法義務達成市場では、同市場ができた2021年度以降に限定と。そこをしっかりと記載されていない状況でございます。

したがって、これについてはまずガイドラインに基づくものなので、現時点でもし可能であればですけども、オブザーバーで中富室長がいらっしゃるの、何かコメントがあれば頂ければと思います。いかがでしょう。

○草薙座長 中富オブザーバー、もしコメントがございましたらお願いいたします。

○中富オブザーバー 資源エネルギー庁の中富でございます。

現時点では、市場価格の参照価格はスポット市場のみということかと思っておりますので、需給調整市場の価格は参照対象ではないという理解かと思っております。今後またコメント、補足等あれば対応いたしますので、現時点では以上でございます。

○草薙座長 ありがとうございます。そのほか御意見、御質問はございますでしょうか。加藤オブザーバー、よろしくお願いします。

○加藤オブザーバー ありがとうございます。電力広域的運営推進機関の加藤と申します。

先ほど業務フローがありましたけれども、この検討会については監視の内容が対象になるかと思いますが、実際その後の実務に関しましては、監視は監視等委様で御担当いただいて、その後、還付といった取引については広域機関で進めていくという役割分担と理解しております。実際の業務内容、フローにつきましては、引き続き監視等委様と連携して検討していきたいと思っております。そちらの御説明だけでございます。

以上でございます。

○草薙座長 ありがとうございます。そのほか御発言ございませんでしょうか。

それでは、事務局、ここまでのところでコメントございましたらお願いいたします。

○石井室長 どうもありがとうございます。幾つか御指摘いただき、あとクラリファイしなければいけない点も見えてきたと思いますので、その点もしっかり盛り込みながら取りまとめに向けて調整していきたいと考えております。ありがとうございます。

○草薙座長 ありがとうございました。委員、オブザーバーの方に置かれまして、追加の御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本件につきましては特に大きな御異論はなかったと思いますので、次回会合にて他市場収益の監視に係る取りまとめを事務局から示していただければと思います。

本日予定していた議事は以上でございます。議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○石井室長 座長、どうもありがとうございました。本日頂いた御指摘も含めながら、取りまとめの中にしっかり反映していけるようにしていきたいと考えております。

本日の議事録については、案ができ次第、皆様に送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次の開催につきましては、皆様にあらかじめ御予定を伺っております。7月31日の開催を予定しております。

それでは、第1回長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会をこれにて終了といたします。どうもありがとうございました。